

第35回玄海地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和7年5月19日（月） 15:00～16:05

2. 場 所

佐賀県オフサイトセンター ※TV会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、海上保安庁
- (2) 関係自治体等 : 佐賀県、長崎県、福岡県
- (3) オブザーバー : 玄海町、唐津市、伊万里市（以上、佐賀県）、
松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市（以上、長崎県）、
糸島市（以上、福岡県）、九州電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 吉田参事官、沖田推進官、鈴木補佐、那須補佐、
但野主査付、村松主査付、渡邊原子力防災専門官

4. 議 題

- (1) 令和6年度 佐賀県原子力防災訓練の実施結果について
- (2) 令和6年度 長崎県原子力防災訓練の実施結果について
- (3) 令和6年度 福岡県原子力防災訓練の実施結果について
- (4) その他

5. 資料

- ・資料1 令和6年度佐賀県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料2 令和6年度長崎県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料3 令和6年度福岡県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料4 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討結果及び今後の対応方針

6. 概 要

- (1) 令和6年度佐賀県原子力防災訓練の実施結果について

○佐賀県から、資料1に基づき、令和6年度佐賀県原子力防災訓練の実施結果について説明があり、その中で、新たな訓練上の取り組みとして、住民避難訓練において地震による自宅損壊を想定し指定避難所での屋内退避訓練を実施したこと、位置情報把握ツールによって避難バスの運行管理を試行したこと及び広報訓練においてアプリを活用した多言語での外国人向け住

民広報を実施したこと等の紹介があった。

- 内閣府から佐賀県に対し指定避難所への屋内退避訓練について従来の訓練からの変更点について質問があった。

これに対し佐賀県からは、当該訓練は、地震の発生による自宅の損壊により指定避難所へ避難した後、事態が進展し、屋内退避を行ったあと一時移転指示が出されるという時系列で行われたもので、地震の発生による自宅損壊を起点とする一連の流れを訓練したという点が大きな変更点であるとの回答があった。

- 内閣府から佐賀県に対し、架橋設置訓練の成果や反省点について質問があった。

これに対し佐賀県からは、対応力の向上及び関係機関との連携強化を図ることができた点が成果であり、今後は情報伝達訓練と接続した訓練実施についても検討していきたいとの回答があった。

(2) 令和6年度長崎県原子力防災訓練の実施結果について

- 長崎県から、資料2に基づき、令和6年度長崎県原子力防災訓練の実施結果について説明があり、その中で、5つの訓練項目（①情報収集伝達訓練、災害対策本部の設置・運営訓練、②緊急時モニタリング訓練、③原子力災害医療訓練、④住民避難・誘導並びに広報訓練、⑤航空機による人員搬送訓練）について紹介があった。

- 内閣府から長崎県に対し、ヘリによる急患の搬送訓練の概要について質問があった。

これに対し長崎県からは、今回の訓練は救急救命の受入体制の確認を目的としており、訓練では被ばく傷病者を原子力災害拠点病院に搬送し、病院側の受入体制と円滑な受入時の引継ぎを確認したとの回答があった。

- 内閣府から長崎県に対し、住民避難・誘導並びに広報訓練について実発災時を見据えた課題について質問があった。

これに対し長崎県からは、関係機関から実効性を高めるべくブラインド訓練を増やしてほしいとの意見や、避難所での受入時にマイナンバーカード等を活用すれば時間の短縮ができるのではないか、避難経路の代替路検討訓練が必要である等の意見を受け取ったため、そういった点を今後の訓練に反映できるか検証したいとの回答があった。

(3) 令和6年度福岡県原子力防災訓練の実施結果について

- 福岡県から、資料3に基づき、令和6年度福岡県原子力防災訓練の実施結果について説明があり、その中で、新たな訓練上の取り組みとして、広域避難訓練におけるヘリコプターによる物資輸送及び愛護動物同行避難訓練、道路啓開訓練や原子力災害医療訓練における女性のための相談対応等を実

施した旨の紹介があった。

○内閣府から福岡県に対し、女性のための相談対応について質問があった。

これに対し福岡県からは、一般的な避難所生活に対する女性の不安に対する対応であり、放射能に対する不安等の対応については、別途行っている健康相談で対応しているとの回答があった。

○内閣府から福岡県に対し、情報収集・伝達訓練について、防災アプリ、エリアメールや広報車等を用いた住民向け広報の実施による住民からの反響や改善点等について質問があった。

これに対し福岡県からは、訓練では事前に情報発信時刻や発信内容が伝達されていたが、実災害時を想定して、連絡がなかなかつかない状況下で定期的に訓練することが重要であるとの訓練参加者からの声もあったので、今後もアプリやエリアメールを活用した訓練を実施していきたいとの回答があった。

○内閣府から各県に対し、令和6年度原子力防災訓練の振り返りや反省点等について質問があった。

これに対し佐賀県からは、複合災害による孤立集落の発生を想定して実施した架橋設置訓練については、関係機関と連携ができたため架橋の設置工程だけでなく規模や所要時間等、実際の現場に近い状況を確認できたことで現場の対応力の向上を図れたほか、指定避難所での屋内退避訓練については、関係市町と連携して住民避難訓練と接続したことで、住民理解にも繋がったとの回答があった。また長崎県からは、孤立しやすい離島における屋内退避の実施や複合災害を想定した避難ルートの拡幅や代替ルートの確保が課題として挙げられ、避難所の生活環境の改善について、今後の訓練で実際に取り組むことで住民の理解を得たいとの回答があった。また福岡県からは、参加者から実発災時の流れを十分周知のうえ実施してもらった方が安定ヨウ素剤の重要性が伝わりやすいとの意見があったことが報告されたほか、避難所の環境改善の対応の強化についても取り組みたいとの回答があった。

(4) その他

○原子力規制庁から、資料4に基づき、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームにおける検討結果について説明があり、今後の対応方針として、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切り換え、屋内退避中の一時的な外出等について原子力災害対策指針を改正することが原子力規制委員会において了承されたことを踏まえ、6月には改正案を原子力規制委員会に報告する予定である旨の説明があった。

以上